

社会福祉法人宇部市社会福祉協議会

表彰規程

(目的)

第1条 この表彰規程は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う個人及び団体の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の範囲及び基準)

第2条 表彰の範囲及び基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本会の役員、評議員及び校区・地区社会福祉協議会会長として10年以上従事し、本会の発展に特に功績が顕著なもの
- (2) 福祉関係団体の業務に10年以上従事し、地域福祉の向上に貢献し、その功績が顕著なもの
- (3) その他、地域福祉の向上に貢献し、その功績が顕著なもの

(基準の計算)

第3条 前条の表彰の基準とする従事期間は、就任、就職又は活動の日から起算し、毎年4月1日とする。ただし、これにより難しい場合の基準日は、退任、退職又は活動の終了日までとする。

2 前項の従事期間は、通算できるものとする。

(表彰の方法)

第4条 前2条の表彰に該当するものは、本会理事会の承認を得て、本会会長が表彰する。ただし、過去において、本会会長表彰を受けたことのある者は、該当者としらないものとする。

2 表彰は、本会が主催する宇部市社会福祉大会において行うものとする。

3 表彰は、表彰状を贈呈して行う。ただし、必要に応じ、表彰状に添えて、記念品又は記念品料を贈呈することができるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。これにより、平成11年4月1日施行の表彰規程は廃止する。